

第 439 回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 6 日（水）午後 4 時 17 分から午後 4 時 54 分
- 2 場 所 九段第三合同庁舎 11 階 共用会議室 1 - 1、1 - 2
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 定刻になりましたので、ただ今から第439回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、「議事次第」、「座席表」、「資料目次」と題した資料集、「委員からのご提供資料目次」と題した資料集、「業務改善助成金申請件数の推移」と題した一枚物の5点でございます。不足等ございましたら事務局にお申しつけください。

都留会長 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 本日は、委員定数18名全員が御出席ですので、現時点におきまして最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である、全委員の3分の2以上、又は各側委員の各3分の1以上を充たしておりますことを御報告します。

都留会長 それでは、審議に入ります。

議事（1）「令和6年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」です。

本件について事務局から説明してください。

賃金課長 御説明させていただきます。

最低賃金法第15条第1項によりまして、特定最低賃金の改正等の申出は、労働者又は使用者を代表する者が、都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。

この申出につきましては、例年概ね7月をめどにお願いしているところでございますが、申出が予定されている業種につきましては、その申出内容に沿った最低賃金に関する実態調査を実施する必要がございます。

この実態調査は例年5月に実施しているものでございます。

そのため、前年度末までに各特定最低賃金につきまして改正・新設等の意向の有無を労使各側から確認させていただき、これを受けまして次年度の調査の準備をさせていただいているところでございます。

特に、業種の括りの変更や、適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた上で実態調査を行う必要がございますので、この点も含めまして、改正等の申出の意向表明をお願いしております。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。それでは、令和6年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、労側委員にお伺いしたいと思います。

申出の意向について御発言をお願いします。

田代委員

ありがとうございます。申出の意向表明でございますけれども、来年度、令和6年度におきましても今年同様3業種の改正と2業種の新設、そしてトラック業界含めて申出の準備は進めさせていただいております。

改正の3業種といいますのは、鉄鋼業、はん用機械、そして輸送用機械の3業種ですね。そして、新設として電気。今年度自動車小売（新車）を新設として申出させていただきました。

その5業種に関して適用する労働者の範囲も前年度同様で、申出の準備を進めてまいりたいと思っております。

また、トラック業界ですね、こちらのほうは運輸労連の委員長である土屋さんが委員として参加しておりますので、土屋さんのほうからお願いしたいと思います。

土屋委員

皆様お疲れさまです。土屋でございます。

ただ今御説明があったとおり、トラックの特定最賃につきましても、もちろん私たちの産業で、例年、もう何十年もやっておりますが、新設の申出に取り組んでおります。東京都におきましても、やはり事業者数が多いのと、なかなか申出の要件に満たないというか、申出事項がかなり難しいです。

しかし、特定最賃を私たちが申し上げるのは、ただ働く労働者の賃金

を上げるというわけではなく、特に今度 2024 年の 4 月から時間外労働の適用もあります。そうした面でやはりピックアップされている今こそ、特定最賃があると認められた、ちゃんとした産業なんだと。やはりトラックがなければ国が動かない、日本が動かないと私は思っておりますので、そこに対しての労働者の地位向上、そこも目指した上での特定最賃の新設に向けて、今年度も取組を進めてまいりますので、申出された際にはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

都留会長

ありがとうございました。ただ今、労側から特定最低賃金改正等の申出に係る御発言をいただきました。

この中で次年度においては 3 業種の最低賃金新設と、現行 3 業種について金額改正とのことで、計 6 業種について申出の意向表明がございました。

ただ今の御発言を受け、使側からの御発言、御質問はございますか。

(特になし)

都留会長

その他、公益委員の方も含めて、御意見、御質問はいかがでしょうか。

賃金課長

田代委員、業種と適用労働者について、ちょっと御説明いただいてもよろしいですか。現時点のものということで結構でございますので、変更があるかないかだけ。

田代委員

変更ありません。

賃金課長

分かりました。ありがとうございます。

都留会長

よろしいですか。

ちょっと私、個人的な質問があります。自動車小売業については、普通、自動車販売店には新車営業部門と中古車営業部門があるわけですが、新車だけに限定するのはなぜですか。

田代委員

新車を売っている店舗と中古をメインで売っている店舗がありますよね。例えば日産さん。中古を売っているところだと色々な会社があるんですね。私たちが統率できないといいますか、そこまで広げると、労働者数が揃わないということもあつて。私たちの統率が効く、例えば

労働条件なんかの交渉もしているのも、新車販売の日産何とかとか、トヨタだとか、に限定をさせていただいております。

都留会長 もちろん中古車の場合、地元の小さなところはありますけれど、でもトヨタ、日産、ホンダの店舗には通常は新車営業部門と中古車営業部門とそれからサービス、これ三位一体で存在するので、何でだろうなという素朴な疑問であります。

田代委員 私も疑問なんですけど、そういった会長の疑問とか、そういったことを答えるためにも、やはり特定最低賃金のほうは業種ごとに審議。私たちはそういった簡単な質問でも答えられないわけですよ。答えられる人いますか、いませんね。なので、ぜひまた来年もよろしくお願ひしたいと思ひます。

都留会長 本日の労側委員からの意向表明を受けて、事務局では、今後適切な事務手続を進めてください。

事務局からは何かありますか。

賃金指導官 本日お手元にお配りしております資料について、御説明いたします。
資料集の資料1、3ページを御覧くださいませ。

資料1は、今年度申出がありました特定最低賃金についての適用使用者数及び適用労働者数です。このうち、下の表は今年度新設の申出があった2業種について記載をしております。

こちらの適用労働者数・使用者数は令和5年度に実施した最低賃金実態調査結果を踏まえて推計しており、厚生労働省本省へも報告している数字です。

備考欄の※1から※5までの適用対象労働者の範囲は令和5年度の申出書を前提としております。

使用した母数は、総務省の「令和3年経済センサス—活動調査」です。

昨年度の「平成28年経済センサス・令和2年次フレーム」と数字が異なっているため、算出した適用使用者数及び適用労働者数が、昨年度のもの比べて減っている業種も見受けられることを御承知おきいただきたく存じます。

これらの適用労働者数を基に、労働協約ケースの場合は改正について

は基幹的労働者の「概ね3分の1以上」、新設については「2分の1以上」の者が労働協約の適用となっていること、公正競争ケースの新設については「概ね3分の1以上」の合意があることが申出要件となります。

令和6年度の最低賃金実態調査は5月頃に開始の予定となっております。適用対象労働者等の申出内容に変更がある場合には、3月下旬までに、具体的な変更内容を事務局まで御連絡いただきたく、お願いいたします。私からは以上です。

都留会長 ありがとうございます。誤記の問題はよろしいのでしょうか。

賃金指導官 こちらの表の記載について再度御説明いたします。表題を「令和6年度東京都特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数」としております。そして、その真ん中の辺りですけれども、「令和5年度の新設申出業種に係る特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数」となっておりまして、こちらが令和5年度となっておりますのは、令和5年度に新設の申出があった業種についての表ということでこのような記載をしております。

ですので、数字としましては全体として令和6年度の東京都特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数でございます。以上です。

都留会長 ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、何か御質問等はございますか。

土屋委員 すみません。ただ今の事務局の方からも御説明あったんですけど、先ほど御説明した私たちの産業のトラック、もちろん申出には至っていませんけど、ぜひ資料で適用者数とか載せていただくと大変助かりますので、よろしくをお願いします。

都留会長 御意見として承るということでよろしいでしょうか。

賃金課長 資料につきましては、前年度過去例で御用意していたものですから、前年度に申出がありました業種に限定しての資料となりました。ただ、本日そういう御要望がありましたので、次年度以降は御表明が予定されている業種についても載せることは、数値なども出しておりますので、可能でございますので、次年度そういう対応をするように引き継いでいきたいと思っております。ありがとうございました。

都留会長 では、議事（２）「令和６年度における特定最低賃金の審議のあり方について」です。

本日、運営委員会において、令和６年度における特定最低賃金の審議のあり方について検討を行っていただきました。その審議結果について報告がございます。

事務局より、報告書を配布してください。

（報告書 配布）

都留会長 事務局は、報告書を読み上げてください。

賃金課長補佐 令和６年３月６日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康殿

東京地方最低賃金審議会 運営委員会 委員長 村上文

運営委員会報告書

当運営委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、次年度特定最低賃金の必要性審議のあり方について、本日、審議・検討を行った。

審議においては、労使各側の見解に一定の隔たりがあり、各側委員はそれぞれの立場から、主張の隔たりを調整すべく努力を重ねた。

その結果、次年度の「特定最低賃金改正決定等の必要性審議のあり方」については、次年度の運営委員会において引き続き審議・検討することを合意した。

なお、本件の審議に当たった本運営委員会の委員は別紙のとおりである。

別紙については省略させていただきます。以上でございます。

都留会長 ありがとうございます。

村上委員 では、運営委員会の審議経過につきまして、私から説明させていただきます。

第２回運営委員会の審議経過です。東京地方最低賃金審議会第１回運営委員会において、特定最低賃金の必要性審議のあり方については、「令和５年度における審理終了後に翌年度の対応を運営委員会等において協

議する。」と確認されていたことを受け、第2回運営委員会を開催いたしました。これについての審議経過を御報告申し上げます。

特定最低賃金の必要性審議のあり方については、今年度、検討委員会に付託され、審議を行ったところです。

本日の審議において、

労働者代表委員からは、

- 1 特定最低賃金は地域別最低賃金とは違う役割がある。当該産業における優秀な人材の確保と当該産業の発展等の観点から、特定最低賃金は必要である。
- 2 特定最低賃金は当該産業の関係労使のイニシアティブで決定すべきである。申出をした業種全てで、業種ごとの関係労使で審議したい。
- 3 検討委員会の下に業種別の小委員会を設けて諮問する方式も検討していただきたい。

との意見があったところです。

一方、使用者代表委員からは、

- 1 地域別最低賃金が上昇している中で、特定最低賃金は東京では必要性は失われている。産業の魅力を高める、人手不足は全産業共通である。
- 2 業種別の審議は不要であり、過去の慣例に従ってこれまでどおりの対応をしたい。
- 3 参考人の招致について、実務的に日程調整等が非常に困難である上、運用面でも困難が多い。書面やオンラインでの陳述等の柔軟な対応も検討していただきたい。

との主張がなされました。

公益代表委員からは、特定最低賃金の基本である労使のイニシアティブを踏まえ、労使双方で協議を行うべきである。との見解を示しました。

それぞれの立場から意見調整をすべく努力を重ねましたが、これ以上の審議を続けても合意形成は困難と判断いたしました。よって、次年度の特定最低賃金の必要性審議のあり方については、次年度の運営委員会

において引き続き審議し、検討することが適当との結論に達しました。

以上により、御了解いただいた内容を運営委員会報告として取りまとめ、ただ今審議会に御報告いたしました。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の運営委員会報告及び審議経過に関し、御意見・御質問等はございますか。

(特になし)

都留会長

それでは、報告書のとおり、次年度の特定最低賃金の審議のあり方については、令和6年度の第1回運営委員会において継続審議とすることといたします。

続きまして、議事(3)の「その他」ですが、何かございますか。

事務局から、業務改善助成金等各種支援策の取組み状況について説明があるようですので、お願いします。

賃金課長

事務局のほうから、今年度最後の審議会になりますので、昨年8月の地域別最低賃金の答申におきまして審議会から御要望をいただきました最低賃金引上げに当たっての生産性向上の支援等につきまして、東京労働局の取組状況を御紹介させていただきたいと思っております。資料2以下になりますので御参照ください。

まず、資料2でございますが、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」についてでございます。中央最低賃金審議会、また東京を含む地方最低賃金審議会からの御要望を踏まえまして、昨年8月31日に拡充が行われましたことは先般、御報告させていただいたところでございます。申請件数も別紙でお配りしましたように順調に伸びてきておりまして、1月末現在、東京都内で1,122件と、初めて1,000件台を超える申請となっております。

「業務改善助成金」につきましては、この5年間で66倍と大幅に増加しているところでございます。

また、資料3、4、5でございますが、「業務改善助成金」のみなら

ず、厚生労働省のほかの助成金、あるいは経済産業省・中小企業庁の支援策・補助金につきましても、併せて周知と利用促進に努めているところでございます。

特に、経済産業省・中小企業庁の実施しております「よろず支援拠点」とは相互に補助金や相談先の紹介を行っております。

また、資料6でございますが、公正取引委員会から出されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」になります。こちらには「発注者として採るべき行動／求められる行動」等が記載されております。例えば②でございますが、「発注者からの定期的な協議の実施」ですとか、あるいは⑤でございますが、「受注者からの要請があれば協議のテーブルにつくこと」等の指針が示されているところでございます。

また、資料7でございますが、こちらは国税庁の「賃上げ促進税制の強化」のリーフレットになります。これは雇用者の給与支給額が前事業年度から当該事業年度へ増額された場合に、その増加額によって税額控除率が上乘せされるという制度で、中小企業で最大45%の税額控除が受けられるとのことでございます。

資料8でございますが、こちら「年収の壁・支援強化パッケージ」のリーフレットになります。厚生労働省では、106万円以上、また130万円以上になると社会保険加入となるために、保険料負担を避け、就業調整が行われているという実態を踏まえまして、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新たに設けまして、企業における配偶者手当の見直しが進むような施策も併せて実施しているところでございます。

最後、資料9が「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」です。毎年1月から3月までの「集中取組期間」におきまして最低賃金遵守の徹底を図るために労働基準監督署での監督指導を行っていること、また併せまして「買ったたき」が疑われる事案につきましましては労働基準監督署から公正取引委員会、中小企業庁、国土交通省に通報を行っております。

これら、省庁の垣根を越えて、幅広く周知啓発・情報提供を積極的に

行っているところでございます。具体的には、東京都内に18か所ございます労働基準監督署におきまして、労働条件の調査や、あるいは説明会の際に関連リーフレットの配布・紹介を行ったりですとか、あとは都内のハローワークにおきましてリーフレットの配布・配架などを行っているところでございます。

また、最低賃金審議会長、東京労働局長にも御出演いただきました広報動画を作成し、東京労働局のYouTube公式チャンネル、あるいは都内の全労働基準監督署・全ハローワークに設置しておりますデジタルサイネージでの放映、東京メトロ・JR主要路線・都営地下鉄等の公共交通機関での放映、ターミナル駅の街頭ビジョンでの放映など、幅広く都内の事業者・労働者に周知をしているところでございます。

東京労働局におきましては、引き続き、最低賃金引上げに向けました生産性向上の支援等の取組を積極的に実施してまいり所存でございます。

なお、「年収の壁・支援強化パッケージ」につきましては、委員からの追加提供資料がございまして、別途配布しておりますので、そちらのほうも併せて御参照ください。事務局からは以上でございます。

都留会長

ただ今の事務局の説明について、御質問、御意見などございますか。
よろしいですか。

事務局に御用意いただいた資料9までの資料に加えて、別紙で委員からの御提供資料ということで、資料1「いわゆる「年収の壁」支援強化パッケージ関連資料」というものが配布されています。

これを提供してくださった権丈委員から簡潔に趣旨を説明してください。

権丈委員

はい、分かりました。

今、人手不足の中で就業調整がなされているということで、特に使用者側の方々、お困りだと思います。ぜひ使用者側も、そして労働者側もこの資料を団体のほうに持ち帰っていただいて、しっかりと勉強していただいて、できればこの「年収の壁・支援強化パッケージ」というものを利用することをおすすめしたいと思いますので、御利用ください。

「年収の壁」を、ここに書いてありますように意識せずに働くことがで

きるように補助金を出しますから、という制度ですので御利用いただきたいと思います。

その次のところ、厚生労働省の次のところで「東京での暮らし方」というところ、東京都の産業労働局のほうが、この「暮らし方会議」というのをやっているわけですが、そこでこの「年収の壁」について少し考えてみようということで、彼らがいろいろ作った資料です。

私のほうからの説明は8ページを御覧ください。8ページに「年収106万・130万円以上となると？」と書いてあって、106万円（月8.8万円）以上となると、というところでアスタリスクがついて、「毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や賞与、家族手当などは含まれません」ということで、本当は法律上は月額8.8万円の基本給としか書いてないんですね。だから就業調整しなくても何の影響もないのに就業調整している人たちがたくさんいるということは、労使、これを御理解いただきたいと思います。130万円と基準が違いますからね。106万円のところ、就業調整全く関係がないけれども、これを超えたら手取りが減るんじゃないかと思ってやっているということがありますが、何にも変わりません。

と同時に、連合の調査なんですけれども、就業調整をしている人たちの4割以上が、年金とかの社会保険に影響が出るということを知らないで就業調整しているという結果もあります。そういう人たちのためにも、10ページのところにあるように、これは国のほうの支援の制度を説明して、「これを利用して賃金アップにつなげることも大切です」ということで、国の制度を利用しましょうということを東京都の方でも推奨しています。

そして11ページを見てほしいんですけれども、スマートフォンで公的年金シミュレーターというのをやってください。みんな、働いている人たち、あるいは就業調整を考えている労働者の人たちにぜひやってもらいたい。そうすると、働き方によって自分たちがもらう年金というのにどんなふうに差が出るのかというのがグラフになって出てきます。それで自分たちのライフスタイルというかライフパターンをどう決めていく

かという判断材料に使うことができます。これはもうぜひとも皆さん、私は全員利用してもらいたいと思って、いろんなところで推奨しているシミュレーターなわけです。

もう1つ、この12ページ、東京都のほうを試算していったわけですが、よく「年収の壁」を超えると社会保険料とか税とか取られて働き損になるというような話になるわけですが、壁を超えない人生を歩んでいった場合の所得と、壁を超えていった場合の人生の生涯の所得というものを比較してみると、大体2億違ふと。そして、年金なんか3,000万ぐらい違って、長生きすればそれがどんどんどんどん大きくなっていくわけです。そういうことを全部判断していきながら、このシミュレーターを確認していった。

そういう話をすると扶養控除とかいろんなものがあってそれを利用すればいいじゃないか、そっちのほうがいいんじゃないかとかいうのがあるんです。

その次のページにあります、妻が継続就労しない場合の夫の収入におけるメリットというのは大体32年間で670万円ぐらいなんだよねというところなんです。

いろんな情報が、間違えた情報が伝わっていきながら、みんなもっと良い生活ができたはずなのに、もっと機会・チャンスのある人生を歩むことができたはずなのに、就業調整をしてこの年収、年収と呼ぶから悪いんで生涯収入が低い人生を歩んでいるという人たちが数多くいるみたいなので、そのあたりのところをもっと人間の可能性、人生の可能性を広げてもらおうというような意図で東京都、そして国のほうでも「年収の壁・支援強化パッケージ」というのを使っています。ぜひ皆さん各団体のほうに持ち帰っていただいて、この資料をじっくり見ていただいて、皆さんの豊かな人生につながっていくようにアドバイスしていただければと思います。以上です。

都留会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、質問や御意見があればお願いします。

(特になし)

都留会長 ないようでしたら、本日予定されている議事は以上ですが、事務局から何かありますか。

賃金課長 審議の終了に当たりまして、美濃東京労働局長から御挨拶申し上げます。

東京労働局長 本日は、御多用のところ第439回東京地方最低賃金審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。本会が本年度最後の審議会になりますので、私のほうから一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

本年度を振り返りますと、東京都最低賃金につきましては、昨年の春季労使交渉におきまして賃上げが 30 年ぶりの高水準となったことを受けまして、物価の上昇が続く中、限られた日程の中で、委員の皆様我真摯に御審議をいただきまして、41 円引上げの答申をいただいた次第でございます。

一方、特定最低賃金につきましては、申出のございました 5 業種はどれも改正等の必要性につきまして全会一致には至りませんでした。

この 1 年間の委員の皆様の数々の御尽力に対しまして、改めて深く感謝申し上げます。

答申の中にもございました、生産性向上の支援につきましては、今年度も 9 月・10 月を「最低賃金・業務改善助成金周知強化期間」としまして、さらに今年 1 月・2 月をその第 2 弾として集中的な取組を実施したところでございます。それ以外の期間につきましても、様々な機会を捉えて周知を実施しております。

また、先ほど御説明申し上げました「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づきます毎年 1 月から 3 月までの集中的な取組、さらに公正取引委員会において策定されました「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知をはじめとした他省庁と連携した支援策の周知・活用促進にも取り組んでいるところでございます。

東京労働局といたしましては、来年度も最低賃金制度の円滑な運営を最重要課題の一つに位置づけまして、引き続き、最低賃金制度並びに中小企業・小規模事業者への支援策として業務改善助成金をはじめとした各種支援策を周知し、最低賃金の履行確保を図ってまいりたい、このように考えております。

今後とも、労働行政につきまして、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。皆様の御協力に対し改めて深く感謝申し上げます。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労働側委員は高野委員、使側委員は布袋委員に確認をお願いします。

本日はお疲れさまでした。